

Ⅳ-218

高速道路整備における不公平論議の整理

東京大学大学院 学生員 古土井 健
 東京大学工学部 正会員 中村 英夫
 東京大学工学部 正会員 谷下 雅義

1、はじめに

近年、我が国の社会資本整備においては、公平性をめぐる議論がしばしばなされている。中でも高速道路整備をめぐるのはこれまで様々な不公平論議がなされている。しかしながら、これまでこのような不公平論議は包括的に整理されていない。そこで本研究では、社会的厚生概念のもとについて不公平論議の整理を行う。あわせて不公平論議が生じる原因を考察する。

2、社会的厚生の考え方の導入

公平という言葉は非常に曖昧である。本研究では、いわゆる公平よりも広く「社会的に望ましいもの」として公平を捉え、誤解のないよう「社会的厚生」という言葉を用いる。社会的厚生は社会の構成員の効用の配分状態により決定され、ここに公平や効率などの価値観が反映される。この社会的厚生を用い、不公平の状態や不公平が生じる原因を整理する。

この社会的厚生については近代以降も様々な考え方が示されているが、それらは功利主義、パレート規範、格差原理の4つに大きく分類できる。これらの考え方の相違は、二主体で構成された社会で考えると図-1のように示すことができる。ただし、無羨望は主体間の立場の交換を行い、互いに現状を望む（立場の交換をしない）状態をいうが、単純に図示できないのでここでは割愛する。

次に考えなくてはならないのは、主体をどう捉えるか、ということである。対立する主体の捉え方によって地域間公平、世代間公平、機能集団間公平に大きく分類することができる。

3、高速道路整備をめぐる不公平論議とその社会的厚生からの整理

高速道路整備をめぐる不公平論議を前述の主体の捉え方の観点から整理したものが表-1である。内部補助制度（プール制）と開発利益の還元を代表例に不公平論議を整理する。

地域間公平		高速道路の有無 全路線均一料金制
世代間公平		内部補助 整備の優先順序 償還制度
機能 集団 間 公平	利用者と 地主	開発利益の還元
	大型車運転手と 小型車運転手	車種別料金
	運送業者と 一般利用者	割引料金
	道路利用者と 沿線住民	環境被害対策

表-1 高速道路をめぐる不公平論議

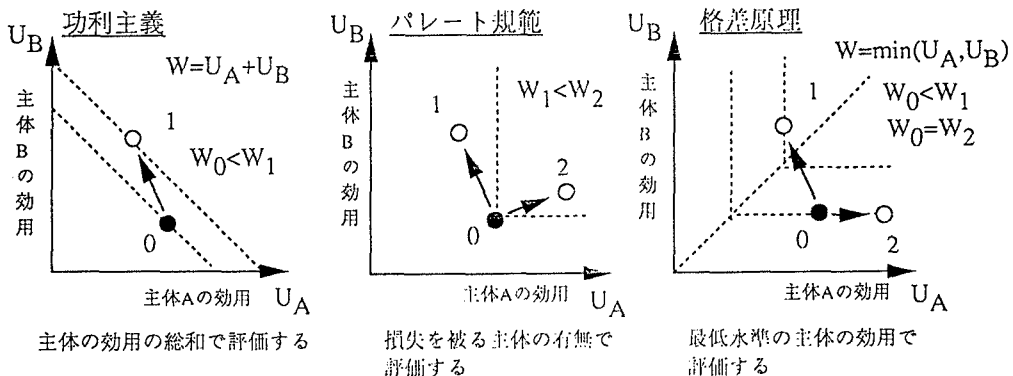


図-1 社会的厚生の考え方の相違

（1）内部補助制度（プール制）

主体として採算路線の沿線地域と不採算路線の沿線地域をとる（地域間公平）。全路線採算（現行の内部補助制度）と路線別独立採算（現制度の代替案）を比較する。いま、建設、維持管理による総コストが一定とし、両地域の高速道路により得られる効用が図-2中の●で示されるとしよう。このとき、全路線採算は全ての路線が同じだけ費用を負担するので、上図のように45度線に平行に変化する。それに対して路線別独立採算では採算路線の負担が少ない。社会的厚生考え方として格差原理と功利主義を例にとると、全路線採算も路線別独立採算も功利主義では同じ望ましいのだが、格差原理では全路線採算の方が望ましいと言える。このように社会的厚生の考え方の相違により、二つの制度のどちらが望ましいかが異なってくる。

また、各路線の沿線地域が自分の地域は効用が低いと考えるならば、図-2の下図のように同じ社会的厚生の考え方をしていても（この場合は格差原理）、負担前の状態の効用の捉え方の相違により、各主体で望ましいと考える制度が異なってくる。

（2）開発利益の還元

主体として利用者と地主を取り上げ（機能集団間公平）、還元の有無による社会的厚生の違いを表す（図-3）。地主が高速道路建設の外部効果に関する情報不足から、開発利益の還元は自分たちの効用の低下を招くのでバレット規範により不公平だと主張することが考えられる。（ほとんどの不公平論議はこの場合に当てはまる。）また地主と利用者が格差原理から開発利益の還元賛成したとしても、その徴収コストが還元による利益を上回る場合には、第3者である事業者との公平性にも影響を与える。

このように社会的厚生の考え方の相違と効用の捉え方の相違により、不公平論議が生じるのである。他の不公平論議についても同様に考えられる。

4. おわりに

このような不公平論議を解決し、より望ましい状態を実現するためには、技術や既得権などの問題により困難な場合も多い。しかし効用の捉え方については情報不足から誤解が生じている場合も多い。これに対しては帰着便益連関表などを用いて、主体ごとの便益と負担の客観的に計量し、各主体が正確な情報を共有する必要がある。また社会的厚生の考え方も価値観の多様化に応じたものにしていくなど今後とも解決に向けての努力を続けていく必要がある。

参考文献

- （1）熊谷 尚夫；厚生経済学 創文社 1978
- （2）土木学会編；交通整備制度 1990

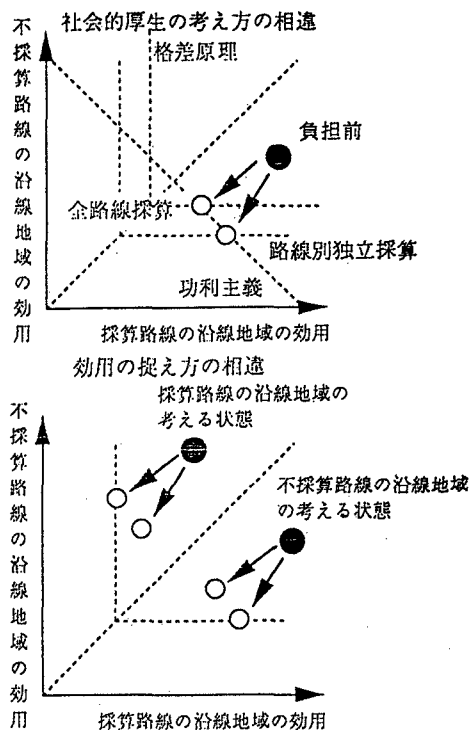


図-2 内部補助制度における不公平論議

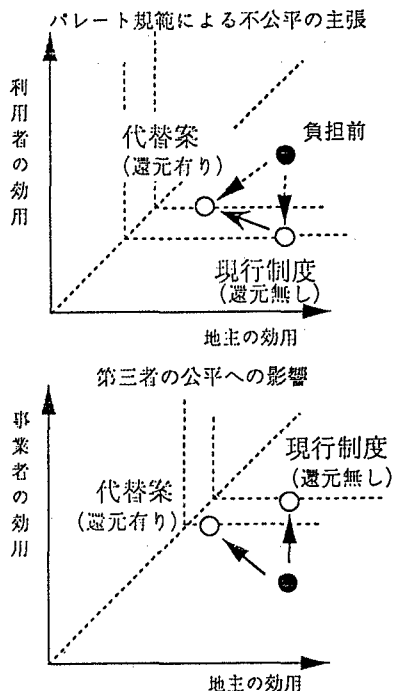


図-3 開発利益の還元における不公平論議